

ふくしま食の安全・安心対策プログラム平成26年度事業計画について

基本施策 1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

(1) 事業の説明文の見直しについて（園芸課、水産課）

(1) 安全な食品の生産と供給

ア 安全な農林水産物の生産と供給

の項目における

【具体的な取組み】

⑦ ふくしま園芸パワーアップ事業

【園芸課】

＜見直しの内容＞

県の園芸振興プロジェクトの見直しを行ったため、プロジェクト名及び一部内容を修正します。(P.9)

| 修正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>「<u>新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト</u>」における重点推進項目として安全・安心の確保を位置付け推進します。<u>新たなふくしまの未来を拓く園芸振興推進会議、地方推進会議及び園芸重点品目専門部会</u>を開催し、取組みを促進します。</p> | <p><u>園芸王国ふくしま創造プロジェクト推進戦略</u>における重点推進項目として安全・安心及び環境と共生する農業の取組強化を位置付け推進します。<u>園芸王国ふくしま創造推進会議、地方推進研修会及び園芸重点品目専門部会</u>を開催し、取組みを促進します。</p> |

(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化

ア 生産段階における監視・指導の強化

の項目における

【具体的な取組み】

⑤ 水産物産地市場衛生管理指導

【水産課】

＜見直しの内容＞

本事業は、食品衛生法に違反した水産物の出荷防止を含め、全体的な水産物の安全を確保することが目的であるため、本事業の説明文について、より正確な表現に修正します。(P.11)

| 修正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p><u>安全な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して様々な機会</u>を利用し、衛生管理の徹底を図ります。</p> | <p><u>食品衛生法違反水産物の出荷を防止するため、産地市場関係者に対し</u>て様々な機会を利用し、衛生管理の徹底を図ります。</p> |

基本施策2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し、食の安心を実現します。

(1) 新規事業の追加について (郡山市)

(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進 の項目における【具体的な取組み】に以下の事業を追加する。(P.5、P.24)

⑤ ジュニア食品安全ゼミナール

食品の安全性について興味を持ち、冷静に判断する目を育んでもらうため、中学生を対象にグループ対抗のクイズや意見交換を内閣府食品安全委員会と共催で行います。

(2) 成果目標の見直しについて (健康増進課)

(4) 食育の推進 の項目における【平成26年度までの成果目標】

<見直しの内容>

平成25年度プログラムより、新たに追加した代表指標である「福島県食育応援企業団の登録数」について、平成26年度の目標値を4社と設定していたが、平成25年度に12社の登録があったことから、平成26年度の目標値を上方修正します。

【新たな成果目標値】

| (代表指標) | (現況値) | (26年度) |
|------------------|--------------|-----------|
| ○ 福島県食育応援企業団の登録数 | 12社 (25年度実績) | ⇒平成25年度以上 |

※対象となる【具体的な取組み】: 「② 健康に配慮した食環境整備の推進」(P.26)

基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、
より一層の食の安全・安心を確保します。

(1) 事業名称の見直しについて (消費生活課)

(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信 の項目における

【具体的な取組み】

⑨ 食品等の放射能簡易分析装置整備事業 【消費生活課】

<見直しの内容>

食の安全・安心確保のため、消費者の身近な場所で自家消費野菜等の放射能検査を行えるよう、必要な機器の整備及び検査体制の支援を行ってきたが、この内、機器整備については平成24年度をもって概ね終了し、平成25年度の事業内容は検査体制の支援が中心となっていたため、平成26年度より事業名称を変更します。(P.33)

【新たな事業名】

⑨ 自家消費野菜等放射能検査事業 【消費生活課】

(2) 事業の説明文の見直しについて (消費生活課、農業振興課)

(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有と
リスクコミュニケーションの促進 の項目における

【具体的な取組み】

② 食品等の放射能に関する説明会 (リスクコミュニケーション) 【消費生活課】

<見直しの内容>

食と放射能に関する正しい理解促進のため、県も主催者の立場で説明会 (リスクコミュニケーション) を開催していることから、市町村の取組としてこれを支援するとしていた当初の表現を、現在の実態に即した内容に改めます。また、平成26年度における新たな取組も併せて付記します。(P.37)

| 修正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>県は、市町村等とともに、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識について学習していただくための説明会を開催します。説明会では、市町村の要望に応じて放射能簡易検査の実演を行うことにより、放射能に関する理解の促進に努めます。</p> <p>また、平成26年度においては、<u>全世帯へ「食品と放射能Q&A」冊子を配布します。</u></p> | <p>県は、市町村が主体となって行う、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識についての<u>学習会の開催を支援</u>します。この際、市町村の要望に応じて放射能簡易検査の実演を行うことにより、放射能に関する理解の促進に努めます。</p> |

(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

の項目における

【具体的な取組み】

② 放射性物質除去・低減技術開発事業

【農業振興課】

<見直しの内容>

本事業は、農業だけではなく、林業や漁業に関する放射性物質対策等の技術を開発し、安全な農林水産物を生産するための技術等を確立することが目的であるため、本事業の説明文について、より正確な表現に修正します。(P.41)

| 修正後 | 現 行 |
|---|---|
| <u>国と連携して農地の土壌調査を継続的に実施し、放射性物質濃度マップの更新と公表を行うとともに、農地や森林等の除染技術や農林水産物における放射性物質の吸収抑制技術等の開発を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関へ提供していきます。</u> | <u>農地の反転耕や果樹の粗皮削りなどの除染技術の開発を行うとともに、県内農地の土壌調査を実施し、放射性物質濃度マップを国と連携して作成しました。今後、県内の土壌汚染状況の経年変化を把握するため、定点調査を実施します。</u> |